

来庁日

特定空家等除却事業費補助金

来庁者名

連絡先

※特定空家等とは

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であるとして市が認定した空家等。

1 建物

- 特定空家等と認定されていること
- 木造（一部軽量鉄骨造を含む。）の家屋であること。
- 所有権以外の物権（賃借権含む。）が設定されている場合、権利者全員から除却の同意が得られること。
- 建物の名義が共有名義である場合、共有者全員から除却の同意が得られること。
- 建物の名義人が死亡されている場合、相続人全員から除却の同意が得られること。

2 対象者

- ① 伊万里市に助言若しくは指導又は勧告を受けた者
 - 当該空家等の登記（登記されていない場合は固定資産税の課税明細書または名寄帳）に所有者として記録されている者又はその相続人
 - 伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団等でない者
 - 補助金の交付申請時において、市税等の滞納がないこと。
- ② ①から当該空家等の除却について同意を得た者又は非営利団体（非営利団体が申請する場合は所有者の滞納要件に特例あり）
- ③ 不在者財産管理人、所有者不明建物管理人、相続財産清算人

3 業者

- 建設業法の規定による許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の規定による登録を受けた、市内に本店若しくは支店を置く法人、又は市内に住所を置く個人事業者
に工事を依頼する必要があります。

4 補助額

- 補助金交付の対象は、空家等の解体並びに資材等の運搬及び処分に要する経費とし、その経費の5分の4又は100万円のいずれか低い額が補助金の額となります。

※家財処分費や樹木伐採費は対象外

※1㎡当たりの額が36,000円以下を限度とする。

（「令和8年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」令和8年4月7日国土交通事務次官通知より）
→毎年度確認が必要